

23日機輸通投第207号

平成23年11月7日

各 位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持治彦

山口洋一郎米国弁護士による 「米国特許法改正法の解説と実務対策」セミナー の開催について

米国特許法改正法(Leahy-Smith America Invents Act)が2011年9月16日、オバマ大統領の署名により成立しました。本改正法は、米国の特許法制度を抜本的に変えるものであり、多くの改正事項が盛り込まれています。セミナーでは、先発明主義から先願主義への移行に伴う実務的対応をはじめとし、特許無効制度、虚偽表示制度の改正、先使用権など日本企業にとって影響のある重要な改正点について、なぜそのような制度になったのか、その背景も含め解説します。また、当初改正法案に盛り込まれていた損害賠償、故意侵害、情報開示義務違反に伴う制裁については、対立点が多く法案審理の遅れの原因となり、改正法ではカバーされなくなりましたが、判例で解消されましたので、その点についての解説も加え、法改正の全体を解説するセミナーを開催いたします。

講師には、在ワシントンRader, Fishman & Grauer法律事務所のパートナーであり、本問題に関する全米屈指の専門家として知られる山口洋一郎弁護士をお迎えいたします。各位奮ってご参加下さい。

なお、米国特許法改正についての詳細な解説(テキスト)を、当組合のために作成いただいておりますので、セミナー参加者に配布いたします。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

敬具

記

I. 日 時: 平成23年12月5日(月) 13:00~16:45

II. 場 所: 機械振興会館 6階会議室 6D-1~3

東京都港区芝公園3-5-8

http://jmcti.org/jmchomepage/shoukai/shozaichi/chizu/tokyo/tokyo_map.pdf

III. テーマ: 「米国特許法改正法の解説と日本企業の実務対策」

講 師: 在ワシントンRader, Fishman & Grauer法律事務所 パートナー

米国弁護士 山口 洋一郎 氏

IV. 受講料: 組合員 無料 / 非組合員 8,000円(テキスト代含む)

VI. 定 員: 120名(先着順)

VII. 申込方法: 参加ご希望の方は、12月1日(木)までに、当組合ホームページのセミナー開催案

(<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>)から『オンライン申込』をクリック

してお申し込み下さい。

- ・キャンセルされる場合は、12月1日(木)まで、下記連絡先に必ずご連絡下さい。
- ・ご連絡がない場合には、受講料をご負担いただきます。後日、請求書をお送りします。
- ・参加者多数の場合は、締切りを繰り上げる場合がございます。

VIII. 受付方法:セミナー当日、受付にお名刺をご提出下さい(受講券は発行いたしません)。

- ・非組合員の方は受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡します。

本件連絡先:通商・投資グループ 江川、^{くらもと}庫元

Tel.03-3431-9348 / E-mail:tohshi@jmcti.or.jp